

社会福祉法人あしたか太陽の丘研修センター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしたか太陽の丘の管理する「研修センター」を外部に利用させる場合の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 研修センターの利用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 利用できる場所は、会議室、宿泊室及び付帯する設備とし、別表のとおりとする。
- (2) 利用できる者は、社会福祉に関する研修、会議及び地域との交流を目的とした団体等とする。
- (3) 前号のほか、その利用に支障の無い範囲内で、他の者も利用できるものとする。

(利用時間)

第3条 研修センターの利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 会議室の利用は、8時45分から20時30分までとする。ただし、8時45分から利用する場合に限り、8時15分から8時45分の利用ができるものとする。
 - (2) 宿泊室の利用は、16時から翌朝10時までとする。
 - (3) 各会議室の利用時間枠は、別表のとおりとする。
- 2 宿泊を伴う会議、研修等で利用する場合は、宿泊室の利用時間を会議室の利用時間と合わせるものとする。
- 3 利用時間は、理事長が特別な理由があると認めた場合は、変更することができる。

(利用の申込み)

第4条 研修センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、研修センター利用申込書（様式第1号）（以下「利用申込書」という。）を利用日の3か月前から10日前までに提出し、利用の承認を受けなければならない。ただし、利用しようとする日の6か月前から（土日祝日の場合は、直後の平日）電話等による仮申込を受け付けることができるものとする。

(利用の承認)

第5条 利用申込書を受付けた後、利用の適否を判断し必要な調整を行い、利用を承認する。

- 2 利用者は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出なければならない。

(利用の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、研修センターの利用を承認しない。

- (1) 宣伝、勧誘、販売等営利を目的とする活動と認めるとき。

- (2) 宗教の勧誘、布教活動と認めるとき。
 - (3) 公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (4) 暴力団員等による利用であると認めるとき。
 - (5) 会議室、宿泊室等の管理上支障があると認めるとき。
 - (6) その他使用が不相当であると認めるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたことが判明したときは、その承認を取り消すことができる。

(利用料)

第7条 利用者は、別表に定める利用料を支払うものとする。

- 2 利用者は、利用料を当日現金又は利用後5日以内に振込で支払うものとする。
- 3 利用者は、利用を取消す場合は、利用日の5日前までに申し出なければならない。それ以降の取消しは、キャンセル料として利用料の2分の1を支払うものとする。なお、当日に取消した場合は、利用料の全額を支払うものとする。

(利用上の注意)

第8条 宿泊室利用者は、「あしたか太陽の丘研修センター宿泊室利用上のお願い」(別紙)記載事項を遵守して利用するものとする。

- 2 研修センターを利用した際に発生したゴミ等については、利用者自らが持ち帰り処分する。

(食事)

第9条 利用者に対する食事の提供は行わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、使用後清掃し、利用前の状態に復することとする。

(賠償)

第11条 利用者は、建物・設備又は備品を損傷又は亡失した場合は、相当する額を賠償するものとする。

(事故及び責任)

第12条 利用者は、利用に際し建物、設備等に異常を発見し、又は事故が生じた場合は、直ちに研修センター担当者に連絡するものとする。

- 2 利用に伴う事故については、利用者がその責任を負うものとする。

(管理運営)

第13条 研修センターの利用に関する管理及び事務は、あしたか太陽の丘総務企画課において取り扱うものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この運営規程は、平成元年9月1日から施行する。
- 2 昭和55年4月1日施行の運営要領は、廃止する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年2月1日から施行する。